資料７

令和３年(2021)年６月 14 日
子）児童相談所地域連携課

第３次札幌市児童相談体制強化プランの取組状況

地域における相談支援体制の強化

○要保護児童対策地域協議会の機能強化

各区家庭児童相談室の人員等体制の強化 【強化】計画期間の早期	令和２年度及び３年度にかけて、６区合計で９名増員。 （内訳）中央区、北区、豊平区：各１名 東区、白石区、西区：各２名

○母子保健相談体制の強化

母子保健相談員の配置及び心理相談員の増員 【強化】計画期間の早期	母子保健相談員については、令和２年度から各区に１名配置したほか、心理相談員を令和３年度に２名増員し、全区で相談できる体制を目指すとともに、中央区健やか推進係に保健師１名を増員し、体制の強化を図った。

専門的相談支援体制の強化

○児童福祉司など専門職員の計画的な配置

弁護士の常時配置の実施 【新規】計画期間の早期	特定任期付職員として本市 HP で募集を行い、採用選考を実施（令和３年７月１日採用予定)。 採用後、子どもの権利擁護などの各取組を推進し、法的対応体制を強化していく予定。
児童福祉司など専門職員の計画的な配置 【強化】福祉司:令和４年度まで 心理司:令和６年度まで	令和３年度の職員採用（社会人経験者の部）試験から、新たに「一般事務（福祉コース)」の試験区分を追加。 国配置基準を満たすよう、引き続き専門職員の増員を図るとともに、安定的に有資格者を確保できるよう、計画的な人事配置を行っていく。 （参考）児童福祉司【配置】R2：58 名 → R3：64 名 児童心理司【配置】R2：22 名 → R3：22 名

○(仮称)第二児童相談所の整備

(仮称)第二児童相談所の整備 【新規】令和３年度から	本強化プランに記載した「(仮称)第二児童相談所設置方針」等に基づき、関係部局と協議しながら設計に係るプロポーザル委員会を複数回開催し、８月中旬に受託業者を決定する予定。(参考）第１回：5/25、第２回：7/30

○一時保護体制の強化

仮設一時保護所の設置 【新規】令和３年度	施設定員 20 名の仮設建屋（プレハブ）を設置のうえ、備品調達や開設準備等を経て、令和３年秋頃の供用開始を予定。(参考） ５月下旬 現地作業開始

〇児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築	
システム連携によるデータ管理プラットフォームの構築 【新規】令和３年度	関係者間の情報共有の円滑化等を図るため、「母子保健情報システム」「児童相談システム」「家庭児童相談システム」を連携させたプラットフォームを構築し、令和３年７月から利用開始予定。
〇児童相談所（一時保護所を含む）の自己点検の実施	
自己点検の実施 【新規】計画期間の早期	令和３年度末の点検（自己評価）実施に向け、所内で検討を開始。今後の国のガイドライン策定や他都市の実施状況を踏まえ、年度内に実施方法等を整理していく。
個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実	
〇里親委託と里親支援の推進	
民間フォスタリング機関の設置 **【新規】令和３年度から**	（再掲）資料３「札幌市のフォスタリング機関に係る契約締結等」参照
〇施設機能の強化及び一時保護機能拡充	
施設での一時保護児童の受け入れに向けた体制整備 【強化】計画期間の早期	一時保護専用施設（施設定員６名）整備に向け、施設側と協議を開始。多様な一時保護の場を確保できるよう体制の整備を進めていく。
〇児童家庭支援センターの増設と連携強化	
児童家庭支援センター設置支援 【継続】R2：4 箇所→R4：6 箇所	令和３年度から１箇所（北区：柏葉荘）増設。 引き続き、児童家庭支援センター未設置の児童養護施設に対して設置支援を行う。
関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化	
〇関係機関と連携した支援の体制	
要対協の機能強化 【強化】令和３年度から	実務者会議で使用する進行管理台帳の様式改善を行ったほか、児童虐待通告対応ケースに関する見守り体制を強化していく。 （参考）個別ケース検討会議の開催回数（速報値） R1：786 件 → R2：1,073 件
〇思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施	
支援のあり方の調査・検討 【新規】計画期間の早期	支援の対象となり得る 10 代後半から 20 代前半の女性が抱える悩みや困りごとを把握し、今後の施策等に生かすため、ヒアリング調査とアンケート調査の２つの調査を実施。調査結果を踏まえ、令和３年８月から「困難を抱える若年女性支援事業」を実施する。